

「表紙共 12枚」

令和2年8月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和2年9月8日(火曜日) 午後1時30分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 河津裕治
2番 松原忠雄	12番 川津清則
3番 横田秀喜	13番 財津満寿光
4番 江藤義幸	14番 中島浩司
5番 左原三枝子	15番 美野英俊
6番 綾垣和子	16番 伊藤明美
7番 森 克男	17番 原田文利
8番 飯田 隆	18番 財津政美
9番 湯浅正徳	19番 高瀬義徳
10番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主査 田中さおり 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事 太田千誉

8 月 定 例 総 会 議 事 日 程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第4号 農地法第4条の規定による事業計画変更申請の件
 - 第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
 - 第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第7号 9月調査委員の選任について
- 6 報告
 - 第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について
 - 第2号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について
 - 第3号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件
- 7 その他
 - (1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について
日時：9月28日（月） 午後4時～ （役員のみ出席）

(2) 7月戸別訪問集計について

(3) 9月現地調査

日 時 9月29日(火) 午前9時

※調査委員のみ

(4) 9月定例総会

日 時 10月8日(木) 午後1時30分 会 場：7階 大会議室

(5) 行事日程

9月18日(金) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(6) その他

・ 「8月分農業委員会活動記録簿」の提出日

<p>事務局長 (渡邊城二)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。総会の成立ございますが、委員総数19名中、出席委員19名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上発言される場合は挙手をして議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>皆さんお疲れさまでございます。やっとですね大型の台風が日田を通り過ぎました。一昨日から昨日にかけてですね。大型の台風でしたので、日田市農業においても被害が出ております。また特に果樹の方が台風前の収穫とかで、大変な目に遭われていると思います。こういうときに、やっぱり農業委員または推進委員として、地域の方々の力になっていただきたいと思います。以上でございます。それから、定例総会后、大分県農業会議の研修会がございます。農業委員さん推進委員さんはどちらも参加していただけるようお願いいたします。またコロナ対策上ですね、なるべく時間短縮で会議を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
	<p>それでは、議事に先立ちまして議事録署名委員の指名を行いたいと思っております。会議規則第17条により議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、今回は 7番の森克男委員、10番の川津美利委員をお願いしたいと思います。</p>

	<p>それでは議案訂正がございますか。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>事務局からです。議案のほう1か所、訂正がありますので申し上げます。4ページを開いてください。議案第1号の3条の分ですが、4ページの40番、天瀬町五馬市〇の分ですが、譲渡人の枠に田んぼが27.71aと表示しておりますが、こちらは畑のほうの誤りでした。田んぼはゼロ、畑が27.71aでございましたので訂正いたします。田んぼの分がそのまま畑になるということになります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。早速議案の審議に入りたいと思います。今回の調査員は、4番の江藤義幸さんです。</p>
<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>今月の調査委員長を務めさせていただきます、江藤です。よろしくお願いいたします。先月の27日に事務局長を含め、事務局員4名と調査委員、私含め3名で、現地を見てまいりました。今日はよろしくお願いいたしますと思います。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の件、7件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは、私のほうから農地法3条の申請分について説明いたします。まず、議案集1ページ、3条の申請、今月7件上がっております。</p> <p>まず、34番から説明いたします。大字花月〇と、ほか3筆で藤山町の〇さん所有の土地です。もともと譲受人の〇さんが借りていましたが、〇さんが高齢ということもあって所有権自体を移すということになりました。場所ですが、旧花月小学校をずっと上がっていった台地区になります。航空写真だと、こういった山の上に少し</p>

開けた地区があります。字図で見ますとこういった形状になっておりまして、現在の状況ですね、写真で見ますと、こういった状況であります。もう1筆は畑ですが、こちらについても手入れされております。

続きまして、35番、夜明〇、ほか2筆あります。所有者は、〇さん。県外の居住で管理ができないということですが、譲受人の〇さんが家ごと購入して耕作するということです。航空写真だと、このような形になっております。字図ではこういった形状になっておりますが、この〇の田んぼは、1枚が2筆に分かれているようになっております。写真で見ますと、こういった形です。この1枚の田んぼの右側が〇の田んぼで、この左側は別人の所有になっております。今後は譲受人の〇さんがこの分も借り受けて、一緒に耕作をする予定であるとのことです。ほか2筆の現在の状態です。ここは自家消費の野菜を栽培するということです。

続きまして、2ページの36番。前津江町赤石〇と〇、売り主は〇さん。旧市内に転居をされて、空き家となっていた分を売り渡したいということで、買い主が福岡県春日市にお住まいの〇さん。退職後、日田市に移住して自作したいということです。こちらは航空写真です。この件については、前回の定例総会において、空き家バンクを使った場合の別段面積の適用指定を受けているものでございます。こちらが字図です。現状も先月報告したものと同様でございまして、ここで自家消費の野菜を栽培していくとのこと。再度、現地調査で確認をしましたが、先月の総会で報告した時とほとんど変わっておりません。もう1筆がこのような状況となっております。

続きまして、37番の大字三和〇ですが、〇さん所有の土地で、ほかの方に貸しておりまして、上にハウスが建っておりますが、ハウスの持ち主の方が高齢のため耕作ができずに、土地の持ち主の〇さんも体調不良のため譲り渡したいということで、ご近所の〇さんがハウスごと買い取りたいということです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこういった感じで、ハウスについてもまだ十分に使える状態となっております。中を見ますと、今は何も栽培してないようですが、今後はまたピーマンなど、栽培していくとのことでございます。

続きまして、3ページにまいります。38番の羽田〇番地、県道沿いのところで、譲渡人は〇さんで、高齢でどうしようかなとなっていたところ、〇さんが買い取ってくれるということでございます。航空写真で見ますと、このようになっておりまして、字図がこちらです。譲受人の〇さんがこの右隣の田んぼを所有しているとい

<p>調査委員 (江藤義幸)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>うことでございます。写真で見ますと、ひとつ奥の田んぼは既に譲受人の方が耕作している状況となっております。</p> <p>次に、天瀬町塚田〇です。中本町の〇さん、もともと居住しておりましたが、旧市内のほうに移り住んで空き家となったところ、買い主の〇さんが移住してきまして、隣にある畑も使いたいとのこと。こちらにつきましても、前回の定例総会で報告いたしました空き家バンクを使っての別段面積の指定を受けたものであります。航空写真で見るとこちらです。五馬中学校のすぐ近くです。字図で見ますと、こういうふうになっておりまして、すぐ隣、下の番地がご自宅、居住する家がありまして、現況がこちらです。家庭菜園として使っていくということ。</p> <p>最後、4ページに行きまして、40番、五馬市〇です。以前この近くに住んでいました、〇さん、体調不良のため売り渡したいということ。航空写真ではハウスが建っているようになっておりますが、最近まで結構荒れていて、木も植わっているようだったところ。字図で見ますとこちらです。買い主さん、このすぐ近くの区画に土地をお持ちである〇さんです。こちらが事業拡大のために買い取りたいということ。パクチーなどを植えるというふうにおっしゃっておりました。今の状況はこういった形で荒れてた部分ですが、今、重機などを入れて整備している最中のようにありました。</p> <p>私のほうから3条の対象地に関する説明は以上になります。ここで現地調査にご同行いただいた江藤委員のほうからご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>私たちが見た限りは、特に問題がある箇所はなかったです。35番の〇さんについては、39歳ということで、ちょっと対面して話をしましたが、やる気のある方で長く続けられるようお願いしております。以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように、許可等の結論でございます。みなさんの中で、何かあればご発言いただきます。小山委員どうぞ。</p>
--	---

<p>農地委員 (小山一善)</p>	<p>質問ではございません。番号38番、ご覧いただければおわかりのように日田市大字東有田、町内が有田町というようになっております。私はこれはおかしいのではないかと思いました。○さんは同じ地区であれば知っているということで、知らないものですから自治会長さんにも確認したら、そんな人は知りませんということで、たまたま今農地パトロールの図面を持ってますから、それで確認したところ、この方は間違いなく大字東有田の有田町なんですよ。家の境界線からが、大字有田なんです。それでやっと納得したので、ちょっと最初違和感があったものですから、実はそういうふうな状況だということを皆さんにもわかっていただきたいと思えます。以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久) 事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>事務局からチェックシートをお願いします。</p> <p>それではチェックシートをご説明いたします。お手元の資料のNo.1をご覧ください。3条については今月は2ページありまして、こちらのチェックシートの項目に該当しないことが3条の申請の許可を出すための要件となりますが、書類の審査、そして現地調査におきまして、いずれの項目についても該当しない、つまり問題がないことを確認いたしました。事務局からは以上でございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。別紙チェックシートのとおりですね、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけますか、ご賛同いただく方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案7件は原案どおり決定いたしました。</p>

事務局
(田中さおり)

引き続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、3件です。お願いいたします。

私のほうから議案第2号、農地法第4条について説明いたします。今月は3件ございます。

5ページの28番の案件です。申請地が大字小野〇、台帳地目が田の759㎡、申請人が殿町の〇さんで、農用地区域内農地、用途が農業用施設用地に定められた農地であります。申請理由が農業用倉庫及び作業用地でございます。場所のほうですが、宝珠山日田線をずっと行きまして、小野保育園のすぐそばの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真ですが、こちら見ておわかりのとおりですが、小屋、倉庫が建っておりまして、その奥にビニールハウスのようなものが見えるのですが、こちらの中は作物等は作ってなくて、農業用の機械など、そういうものを置いたり、こちら手前のほうですが作業用として利用されておりまして、こちらのほうは追認案件ということになりますので、始末書をいただくように予定しております。

続きまして、29番で、前津江町の赤石〇、台帳地目が畑の104㎡で、申請人が東京都の〇さんで、第2種農地になります。申請理由が植林用地でございます。場所のほうですが、前津江の赤石の本村公民館の近くになります。こちらに行くとは大野方面になるのですが、こちらが〇さんがありまして、この近くになります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちらが現況の写真ですが、既に植林しております。申請人が東京都在住なので管理がちよくちよくできないということで、雑草などの管理をするのが大変だから木を植えました。許可を受けてなかったもので、今回申請したもので、こちらも追認案件ということになりますので、始末書をいただくように予定しております。

続きまして、6ページになります。30番で申請地が大山町の東大山〇で、台帳地目が畑の1,857㎡の第2種農地になります。申請人が城町1丁目の〇さんで申請理由が植林用地でございます。場所のほうですが、東大山の都築のコミュニティーセンターのちょっと北側で、県道の岩戸五馬日田線の側になります。道沿いからちょっと入ったところ。こちらが航空写真で、こちらが字図です。こちらが現況の写真で、こちらも既に植林されているのですが、この申請人さんが相続で引き継いだ時にはこのような状態になっていたということで、亡くなられたお父様が許可を受けずに植えていたということで、今回、きちんと許可を得るために申請したものです。

<p>調査委員 (江藤義幸) 事務局 (田中さおり)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>農地委員 (美野英俊)</p> <p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>4条のほうは、以上3件になります。ここで現地調査にご同行いただいた江藤委員に一言いただきたいと思 います。</p> <p>いずれもですね、追認案件で全部始末書ですが、問題はないと思います。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートの説明をいたします。資料No.1の、4条が3ページと4 ページになります。こちらの項目に全て該当しないということが許可の条件になっておりますが、29番と30 番については該当しないということを書類審査、現地調査で確認しております。28番については、農用地区域 内農地ではありますが、1番最後のページ、12ページをごらんください。農用地区域内農地、第1種農地の不 許可の例外一覧の中の、農用地区域内農地の中の②番、農用地利用計画において指定された用途に供する場合に 該当するため、例外的に許可見込みがあるとなっております。私のほうからは以上です。</p> <p>ありがとうございました。3件、全て追認案件ということでございます。事務局の議案説明にあるように3件 が始末書でございます。みなさんの中で何かあればご発言いただきます。ありませんか。はい、美野さん。</p> <p>この〇さんですか。あれは結局、橋を架けるように買収されたことを聞いておりましたが、県ですかね、国で すかね。橋を更新するというので、用地の一部を取られている。</p> <p>ご質問はたぶん、ここの市道の部分の工事があるというふうに話を聞いております。市道を拡幅するのにあた って、確かに今の〇さんの土地がかかるので、その時にどうしたらいいかという相談がありました。ここに倉庫 があり、倉庫がどうもかかるようで、移転等も必要になるということで相談がありました。調べたらここは農振 にも入っていましたし、許可も受けてなかったということなので、農振の用途変更していただいて、きちんと許 可を受けて、たぶん後にはこの辺は市道になるかと思うのですが、その前にきちんと許可を得たほうが良いだろ うということで許可を今回申請していただいております。</p>
--	--

<p>農地委員 (美野英俊) 議 長 (石井照久)</p>	<p>わかりました。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p> <p>なければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので議案第2号は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、7件でございます。事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>議案第3号、農地法第5条について説明いたします。今月は7件でございます。</p> <p>議案集の7ページになります。40番の案件です。大山町の西大山〇で台帳地目が畑、5,997㎡中のうちの508㎡になりまして、農用地区域内農地の用途が農業用施設用地に定められた農地でございます。賃貸人が、大山町の〇さんで、賃借人が〇さんで、申請理由は農業用施設用地でございます。場所のほうですが、旧鎌手小学校がありまして、すぐそばに〇さん、賃借人の事務所、会社がありまして、その近くの農地になります。こちらが航空写真でございます。こちらが字図ですが、この一筆のうちのこの部分だけが今回の申請地となっております。こちらの部分のほうは既に建物が建っていて、今回申請したのはこちらの部分です。こちらの部分にも新たに建てたいということで、そのときにこちらを許可を受けていなかったもので、今回申請したものでございます。ですので、こちらが今、北側にあったあの建物の建っている部分で、こちらのところに新たに作業棟を建てたいということで、申請が出ております。こちらのほうも一部追認ということになりますので、始末書をいただくようにしております。</p>

続きまして、41番の案件で、大字渡里〇、台帳地目が畑の3,871㎡の第2種農地でございます。譲渡人が神奈川県〇さんで、譲受人が清岸寺町の〇さんで、申請理由は植林用地でございます。場所のほうですが、ここが高速でちょっと上に行くと〇があるのですが、その反対側に農地が広がっているところがありますが、そのすぐそばの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。これは航空写真を拡大したのですが、見てのとおり、もう半分以上、既に山林となっており、ここに農地が残っているような状態になっております。今回の申請は、一部許可を受けずに植えています、残りのここも木を植えて、山林として今後譲り受けて管理したいということで申請が出ております。こちらが現況でこの奥が先ほどの山林の部分で、こちらが畑として残っている部分です。所有者は県外に住んでいますので、譲受人が管理をしてたそうですが、正式な許可を得てなかったもので、今回申請するのですが、こちらにもクヌギを植えて山林として譲り受けて管理したいということで申請が出ております。

続きまして、議案集の8ページと9ページで、42番と43番の案件ですが、こちらは同じ場所になりますので、一緒に説明いたします。42番が大字庄手〇、台帳地目が田で、こちらが720㎡で、譲渡人が日ノ隈町の〇さん。庄手〇と〇の2筆につきましては、譲渡人が日ノ隈町の〇さん。大字庄手〇のほうは台帳地目が田で511㎡になりますが、こちらが3分の1ずつ持ち分がありまして、3人の方が所有者になっておりますが、日ノ隈町の〇さん、大分市の〇さん、大阪府の〇さんが譲渡人となっておりまして、譲受人が〇さんです。申請理由は病院建設用地でございます。43番のほうは、大字庄手〇と〇のこの2筆の賃貸人が〇さん、大字庄手〇は、台帳地目が田で262㎡ですが、こちらの賃貸人が〇さんで、賃借人が先ほどと同じ、〇さんになります。場所のほうですが、バイパス沿いで日隈公民館や日隈小学校のちょっと北側の場所になります。こちらが航空写真になります。こちらが〇以外の字図です。こちらのほうは〇の字図になります。こちらが航空写真を拡大したのですが、青い線で囲っているところが所有権移転で今回転用する4筆分です。赤で囲っているところが43番の案件で、賃貸借で転用する部分になります。こちらの〇は駐車場が手狭なので、そちらにも駐車場を作りたいということで申請が出ております。こちらの6筆固まったところに病院等を建設するということで申請が出ておりまして、こちらが病院を建設するほうの現況の写真です。こちらが駐車場にしたいという〇のほうの現況の写真となっております。

続きまして、44番の案件です。大字小山の〇で、台帳地目が畑の458㎡の第2種農地で、譲渡人が石井町1丁

目の○さん、譲受人が石井町1丁目の○さんで、申請理由が一般住宅及び事務所と資材置場用地となっております。場所のほうですが、石井の県道朝田日田線の道沿いにありまして、青い丸のほう譲受人さんの今のご自宅と事務所で、建設工事業をされています。赤い丸が今度の申請地となります。譲受人の○さんが、県道の拡幅、改良工事にかかりまして、移転が必要ということで今回の申請地を譲り受けて、そちらに家等を建てたいということで申請しております。こちらが航空写真です。こちらが字図ですが、赤で囲っているところが今回の申請地で農地に当たる部分で、青で囲っている部分が事業計画地となっております。○、赤で囲ってないところは農地ではないので、今回申請は上がっておりませんが、そこも含めてですね、家と事務所と資材置場として利用したいということで、ちょっと斜めになってはいますが、そのすぐ横まで県道が広がるということで、ちょっと斜めのような感じになっております。こちらが航空写真を拡大したもので、青く囲っているところが計画地ということになっております。こちらが現況の写真で奥にちょっと木が山積みされていますが、そちらは宅地の部分で、農地の部分はきれいにさせていただくということで、今回申請の時にちょっと片づけていただいたのですが、このような状態になっております。

続きまして、議案集の10ページで45番の案件になります。申請地が大字花月○で、台帳地目が田の193㎡の第2種農地で、譲渡人が福岡県の○さん、譲受人が秋原町の○さんで、申請理由は資材置場用地です。場所のほうですが、バイパス沿いの戸山中学校、藤山三差路をちょっと過ぎた右手になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちらが現況の写真で、奥に見えている白い建物のほうが、譲受人さんが経営している○さんの会社のあるところで、そこと隣接してるこちらの農地を、受注量が増えたため資材置場が手狭になったので、資材置場として利用したいということで申請が出ております。

続きまして、46番の案件です。申請地が大字渡里○ほか3筆、台帳地目が田の合わせて4筆合わせて4,087㎡の第3種農地で、譲渡人が清岸寺の○さん、譲受人が田島本町の○さんで、申請理由が宅地分譲用地でございます。場所のほうですが、日田林工や日田消防署の道路を挟んで向かいの南側になる場所になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちらが航空写真を拡大したもので、赤で囲っているところが今回の申請地である4筆になります。実際はバイパスの道路側の部分も一緒に計画として入っておりますが、そこは雑種地になっているので、今回申請地には入っていないのですが、そこも含めて14区画の宅地分譲ということで今回申請が

<p>調査委員 (江藤義幸) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>出ております。 以上7件が5条の申請になりますが、ここで現地調査にご同行いただいた江藤委員に一言いただきたいと思 います。</p> <p>40番と41番は追認案件で始末書ですが、あとは良いと思います。全部、良いと思います。問題ないです。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートについて説明いたします。資料No.1の5条のほうが、5 ページから8ページまでとなっておりますが、こちらの項目に全て該当しないということが許可の条件になっ ていますが、40番以外は該当しないということを確認しております。40番については、先ほどの4条と同じで すが、農用地区域内農地ではありますが、12ページ、最後のページをごらんください。先ほどの4条と同じ理 由ではありますが、農用地区域内農地ではありますが、農用地利用計画に指定された用途に供する場合に該当す るため、例外的に許可見込みがあるということで、今回申請を受けております。私のほうからは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明のあるように、2件が追認案件で始末書ということでございます。 皆様の中で、何かあればご発言いただきます。原田さん。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>46番ですが、一応確認ですけれども、4,000㎡からあって当然開発行為ということで、開発行為許可申請書 を添付してるということですが、結構大きな面積の農地がなくなる訳ですが、この水利関係ですね、この農地 が潰れることによって、例えば下流の農地があるのか、水利用水の関係については問題なかったか、ちょっと確 認したい。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>一応ですね、土地改良区からの承認書のほうはいただいて、承認しますということで承認書はついておりま す。改良区は日田市土地改良区です、田島の。承認書はいただいて異議はないということで、もらっておりま</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>す。水路の名前までは載ってはいないです。水路の名前まではちょっとわからないのですが、周りには農地はないです。隣接に農地はないです。</p> <p>ほかに何かございませんか。なければこの件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただければ幸いです、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号農地法第4条の規定による事業計画変更申請の件、1件でございます。事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>議案第4号、農地法4条の事業計画について説明いたします。議案集の11ページになります。番号は1番の案件です。申請地が西有田〇で、台帳地目が畑の104㎡、申請人が上手町の〇さんと〇さんの持ち分2分の1ずつで、こちらのほうは令和元年の7月19日に、一般住宅用地ということで許可を既にいただいているところであります。今回、計画変更ということで、先ほどの1筆、〇に丸が追加ということで申請が出ており、理由としては、駐車場が不足するというので今回申請をされております。場所のほうですが、上手町の北部中学校の川を挟んで向かいの農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になりまして、北側にある細いほうは許可を受けていたところで、パワーポイントでは下にあるほうは今回申請したところです。こちらが航空写真で青い線で囲ってるほうは以前許可を得てした部分で、今回は赤い部分のほうを追加で一緒に申請ということになっております。こちらが現況の写真ですが、奥の青い線のほうのところは以前したところで、許可を受けているので造成のところまでは進んでおりまして、そちらの工事をしていくうちに家族も増えますし、この方は近くで製材業を営</p>

<p>調査委員 (江藤義幸)</p> <p>事務局 (田中さおり)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>んでおりますが、そちらのほうの車両で駐車場が手狭になったので、こちらの〇も一緒に転用して駐車場として利用したいということで、今回、変更申請を出したものです。</p> <p>4条の計画変更は、以上1件になりまして、ここでご同行いただいた江藤委員に一言いただきたいと思います。</p> <p>事務局が説明されたように、別に問題はなかったです。</p> <p>ありがとうございます。こちらについて、普通の4条で上げられなかった理由としては、〇のほうで家を建てるということで1年前に許可をいただいていたのですが、そちらの工事が終わっておりません。そちらが終わってれば〇を駐車場として申請してよかったのですが、やはりある程度、過半ぐらいは工事が進捗していないと次の申請を受けられないということになりまして、通常の4条ではなく、計画変更という形で、今回申請をとらせていただいております。</p> <p>わかりました。ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、問題がないというような意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきます。ありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p> <p>なければこの件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定いたしました。</p> <p>江藤委員、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (江藤義幸)</p>	<p>今回は、9時17分に出動しまして、5時20分ぐらいまでかかって、私が調査員になってから最も長い調査でございまして、左原さんと横田さん、ご苦労さまでした。ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>大変お疲れさまでした。</p> <p>続きまして、議案第5号です。農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。議事参与の方がおられますので、先に議事参与の方の分を先にしたいと思っております。本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。ここで議事参与の、○さんにご退出をお願いいたします。</p> <p>(○委員 退席)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>番号は、○ページ、No.○、2件でございます。借り手が○でございます。この件よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>(○委員 着席)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それぞれの委員のエリアにおいて確認をお願いいたします。問題があれば、挙手してご発言願いたいと思います。よろしいでしょうか。よろしければ決定いたしたいと思います。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。計画の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見ほかになかったらご承認いただけましょうか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議案第6号です。現況証明（非農地証明）の発行についてでございます。事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案23ページ、議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は、1件申請がありました。番号16、大字高瀬○で、地目は台帳が田、現況が宅地、面積が1,246㎡です。申請人は福岡県北九州市の○さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失</p>

<p>農地委員 （三笥成一） 事務局 （太郎良悠希） 議 長 （石井照久）</p> <p>議 長 （石井照久）</p>	<p>したため申請するものです。こちらの土地は平成15年7月1日に店舗用地として農地法第5条の許可を受け、その目的どおりに転用されておりますので、発行基準2に該当するものです。場所をご説明いたします。近くには○がございまして、赤く丸をしているところがございます。実際は○が建っているところということになります。航空写真はこのようになっておりまして、赤く囲んでいるところが対象地ということになります。字図はこのようになっております。現況の写真はこのようになっておりまして、店舗用地として許可どおりに使われているということになっております。この件につきまして、地区のご担当の三笥委員からご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>この件は以前からある○で、私も日ごろから注意をしておりますし、別にこの件に関しては問題ないと思っております。</p> <p>ありがとうございました。私から以上です。</p> <p>議案第6号、現況証明について、非農地証明書について何かございますか。ありませんか。</p> <p>（はいの声）</p> <p>ありがとうございます。それでは非農地証明書を発行したいと思います。</p> <p>次に議案第7号、9月調査委員の選任について。こちらのほうから指名させてもらってよろしいでしょうか。それでは、指名させていただきます。14番中島浩司委員、15番美野英俊委員、16番伊藤明美委員の3名の方をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。調査委員長は、中島浩司さんです。よろしく申し上げます。</p>
---	---

次に6番、報告です。事務局、お願いします。

報告第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

報告第2号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

報告第3号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

次に7番、その他。事務局、お願いします。

(1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について
日 時 9月28日（月） 午後4時～ （役員のみ出席）

(2) 7月戸別訪問集計について

(3) 9月現地調査
日 時 9月29日（火） 午前9時～
※調査委員のみ

(4) 9月定例総会
日 時 10月8日（木） 午後1時30分 会 場：7階 大会議室

(5) 行事日程

9月18日(金) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(6) その他

- ・ 「8月分農業委員会活動記録簿」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年10月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 7 番

署 名 委 員 1 0 番